

●香川県監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年8月26日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
がん検診センター	平成23年6月14日
県立病院課	平成23年7月25日
中央病院	平成23年7月26日
丸亀病院	平成23年8月1日
白鳥病院	平成23年8月9日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 契約事務について

(ア) 産業廃棄物処理委託業務について、履行確認者の氏名等の記載のないものがあった。（丸亀病院）

(イ) 非常用発電設備点検業務委託について、仕様書を作成して、具体的な委託業務内容を明確にする必要がある。また、契約書の作成を省略する場合は、原則として契約に必要な事項を明らかにした請書を徴する必要がある。（がん検診センター）

(ウ) 請求書、納品書及び見積書の日付が誤って記載されており、請求者に訂正を求める必要があった。（がん検診センター）

イ 手当の支給について

時間外勤務手当の支給について、勤務時間の積算に誤りがあったので、追給する必要がある。また、休日勤務手当を支給対象時間外に支給しているものがあったので、追給又は返納の必要がある。（中央病院）

ウ 収入について

(ア) 現金取扱員から引継ぎを受けた現金について、現金受払簿が作成されていなかった。（県立病院課）

(イ) 室料差額収入の調定について、実際の収入額に影響はなかったものの、調定伺の数字に

誤りがあった。(中央病院)

(ウ) 医業未収金について、5か月間督促状の発行が行われていなかった。(丸亀病院)

エ 郵便切手について

郵便切手受払簿について、平成22年度分全てに企業出納員等の押印がなかった。(白鳥病院)

(3) 検討指示事項

ア 女性看護師用看護衣以外の貸与被服について、事務処理の効率化と経費節減のため、県立病院課で一括して入札を行うよう検討する必要がある。(県立病院課)

イ 病院局における支出負担行為の統一様式の作成について、検討する必要がある。(県立病院課)

ウ 時間外診療費に係る預り金の残高が増加しているため、返還方法等、対策を検討する必要がある。(中央病院)